

低公害車導入促進助成金交付要綱

実施細目

公益社団法人熊本県トラック協会

この実施細目は低公害車導入促進助成金交付要綱に定める助成の内容、取扱い等の細目について定める。

(助成金の交付額)

第1条 当該年度における助成金交付額は、別紙「低公害車導入促進助成金一覧表」に示すとおりとする。

2 前項に定めのない車種の助成金交付額は、別に定める。

(地方自治体の補助がある場合)

第2条 新産業・エネルギー開発機構(NEDO)の補助制度利用の場合で、地方自治体の補助額があるときは、その分の当該都道府県トラック協会又は全日本トラック協会に係る助成金を減額することができる。

(助成限度)

第3条 一事業者に対する助成限度を次のとおり定める。

(1) リース 一事業者につき5台

(2) 購入 一事業者につき5台

ただし、当該年度の予算残額が見込まれる場合は、別途決定するものとする。

(応募の締切)

第4条 当該年度の交付金事業予算額に達した場合。

附 則

第1条 この規定は、令和3年4月1日より適用する。

平成13年11月26日制定

平成14年5月9日一部改正

平成15年3月28日一部改正

平成15年10月23日一部改正

平成16年3月26日一部改正

平成16年7月2日一部改正

平成17年3月29日一部改正

平成18年3月28日一部改正

平成19年3月29日一部改正

平成20年3月26日一部改正

平成21年3月30日一部改正

平成22年3月26日一部改正

平成23年3月29日一部改正

平成24年3月27日一部改正

平成25年3月22日一部改正

平成26年3月19日一部改正

平成27年3月20日一部改正

平成28年3月18日一部改正

平成29年3月21日一部改正

平成30年3月20日一部改正

平成31年3月20日一部改正

令和2年3月19日一部改正

令和3年3月19日一部改正